

請願・陳情参考資料

令和2年6月10日

総務部

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年－18号 (2.5.28)	総務	<p>検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回を求める意見書の提出について</p> <p>足羽 佑太</p>	<p>【現状】</p> <p>1 検察庁法（昭和22年法律第61号）第22条において検察官の定年は63歳と規定されている。</p> <p>○検察庁法抜粋</p> <p>第22条 検事総長は、年齢が65年に達した時に、<u>その他の検察官は年齢が63年に達した時に退官する。</u></p> <p>2 令和2年1月31日の閣議決定において東京高等検察庁の黒川検事長の勤務延長について、<u>国家公務員法第81条の3の規定により延長を決定。</u></p> <p>(参考：令和2年1月31日閣議決定議事録 ○西村内閣官房副長官発言)</p> <p>「人事案件について、申し上げます。まず、東京高等検察庁検事長黒川弘務の勤務延長について、御決定をお願いいたします。本件は、同検事長を管内で遂行している<u>重大かつ複雑困難事件の捜査・公判に引き続き対応させるため、国家公務員法の規定に基づき、6か月勤務延長するものでございます。</u>」</p> <p>○国家公務員法（昭和22年法律第120号） (定年による退職)</p> <p>第81条の2 職員は、<u>法律に別段の定めのある場合を除き</u>、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日又は第55条第1項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。</p> <p>2 前項の定年は、<u>年齢60年とする。</u>ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。</p> <p>一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢65年</p>

			<p>二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢63年</p> <p>三 前2号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢60年とすることが著しく不相当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 60年を超え、65年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第81条の3 任命権者は、定年に達した職員が前条第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して<u>1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u></p> <p><参考> 検察官の定年延長に関する政府見解</p> <p>○昭和56年4月28日内閣委員会 斧人事院事務総局任用局長発言 「<u>検察官と大学教官につきましては、現在既に定年が定められております。今回の法案(※)では、別に法律で定められておる者を除き、こういうことになっておりますので、今回の定年制は適用されないことになっております。</u>」</p> <p>※当時の国家公務員法改正案</p> <p>○令和2年2月13日衆議院本会議 安倍首相発言要旨 「<u>検察官も国家公務員で、今般、<u>検察庁法に定められた特例以外には国家公務員法が適用される関係にあり、検察官の勤務延長に国家公務員法の規定が適用されると解釈する。</u>」</u></p>
--	--	--	---